

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年9月8日 (木) 午前10時00分～
2. 開催場所 能勢町役場 本館第2会議室
3. 出席委員 (10人)

農業委員	1番	前田	宗良
	3番	福井	明房
	6番	龍見	敬明
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平

推進委員	1番	中井	哲博
	8番	井下	誠
	9番	田渕	敏彦

4. 議事日程

- 議案第23号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第24号について 農地法第5条の規定による農地転用の許可について
- 議案第25号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。裁決方法なのですが、大阪府農業会議の審議に合わせ、能勢町も挙手で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、審議に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 大上委員、4番 辰野委員、5番 原田委員、7番 木田委員、8番 新谷委員、11番 中井委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願いたします。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、12番 福中委員、13番 成田委員に願いたします。

議 長 つづきまして、議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願いたします。

事務局 議案第23号 番号11について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号11番について、中井（哲）委員願いたします。

中井委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町上田尻▲▲▲ 田 562㎡

8月31日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、下限面積についても許可要件に満たしておられます。●●氏について入院されておられて息子夫婦が引き継ぎ農業を営んでおられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。

地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 お諮りいたします。議案第23号 番号11について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、議案第23号 番号11について申請のとおり許可することといたします。

議長 つづきまして、議案第23号 番号12について事務局より説明願います。

事務局 議案第23号 番号12について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、本来であれば、農地利用最適化推進委員に意見を求めますが、地区担当西山委員が本日欠席のため、代理で事務局より意見書を代読していただきます。それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町野間稲地▲▲▲ 田 1, 147㎡

野菜稲地▲▲▲ 田 1, 464㎡

9月2日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われる、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。西山委員の意見書については、今回の3条申請のみのご意見を賜りました。それでは事務局からの説明及び西山委員の意見について、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 倉垣、吉野の農地取得については許可され、野間稲地の農地取得については不許可されるのは、法律的に可能なのか。また、誓約書など条件付きで許可をすることが可能なのか。

議 長 農地法第3条第2項第1号「全部効率利用要件」に基づき、所有する農地すべてについて、通常求められる水準の耕作ができているのかで判断されるべき事案であるため、上杉地区内の農地の利用状況から、違反転用でないかと考える。
また、違反転用であれば、農業委員会としては、速やかに事情を調査し報告書を、都道府県知事か指定市町村へ提出する。その後、都道府県知事等から処分等の通知があったときは、処分等が順次移行

されるよう違反転用者を指導するのが役割となっている。

委員 ●●氏は上杉地区以外にも農地を所有されているのか。

事務局 倉垣、吉野、野間中で所有している。水田、畑を行っている農地もあるが休耕地となっている農地もある。上杉地区以外は、違反転用されているようには見えない。

委員 過去に同様（違反転用者が農地を取得している案件）の事例はあったのか。

事務局 3条許可を不許可にしたことがないので、あったのではないか。

委員 過去はよくて、なぜ現在はだめなのか。

事務局 農地を取り巻く情勢も変化しているので、当時の判断になるかと思う。過去に比べ、現在は厳しくなっているのが現状。

委員 上杉の違反転用されている農地は、転用許可申請を出せば、転用可能なのか。

事務局 農振農用地内なので、農業に供すべき内容でない限り転用は難しい。上杉25に関しては、農振農用地外なので転用可能。

委員 ●●氏に転用許可申請を提出するように指導したのは、文書でしたのか。

事務局 ●●氏の農地取得後等に関しては、平成19年に上杉の一団の農地を取得。平成22年に近隣住民より、上杉の農地に重機が入って作業していると通報があり、当時、農業委員会が口頭で指導。その後、上杉の農地は原状回復されないまま、平成24年に倉垣、平成25年に吉野の農地取得について第3条許可を農業委員会が行っている。

委員 不許可の場合、不許可となった理由等は明示しないのか。

- 事務局 不許可となった場合、「～の観点から不許可である。」と不許可の根拠を明示して通知する。
- 委員 ●●氏は上杉地区の農地をいつから所有しているのか。
- 事務局 平成19年6月に売買により取得している。
- 委員 大阪府への相談はされているのか。
- 事務局 府及び近隣市町村に問い合わせをした。所有権移転の案件について不許可の事例はないとのこと。
- 委員 法的に不許可は出来るのか。
- 事務局 農地法第3条第2項にあるとおり、違反転用者については、農業（耕作）をしているとは、認められないとあるので問題ないと思われる。懸念する点としては、仮に今回3条許可申請を出されている野間稲地地区の農地を取得し、上杉地区のような違反転用し、土砂を積んだ場合、申請地の隣と道を挟んで下側には公民館や民家がある。もし台風や大雨等で農地が崩れ、民家等に被害が及んだ場合のことを考えると、今回の判断は慎重に行う必要がある。
- 委員 最終的には大阪府が許可の判断をするのか。
- 事務局 3条許可申請については、町農業委員会で決定する。
- 委員 今回の農業委員会では決めきれないので、次回までに保留としていただきたい。
- 議長 議案第23号 番号12については保留とするため、次回の農業委員会総会にて再審議とさせていただきます。
- 議長 つづきまして、議案第24号 番号3 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第24号 番号3について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当に意見を求めます。番号3番について、井下委員よりお願いします。

井下委員 農地法第5条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●●

申請地 能勢町栗栖▲▲▲ 田 272㎡

転用目的 露天駐車場

8月29日現地確認を行いました。

譲渡人は、以前より譲受人から相談があり、今回話がまとまったため、申請があったものです。譲受人は、自宅に付随する自家用及び来客用の駐車場がなく困っていたところ、隣接した農地の所有者から合意が得られたため、駐車場を整備されるものです。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第24号 番号3について申請とおりに許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致（賛成多数）であるため、「許可やむ得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第25号 農業経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明

願います。

事務局 議案第25号について説明。

議長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

事務局 参考 番号42番については、銀寄バンクで栗林の事業を昨年度より能勢町で行っています。今回、みどり公社を通して中間管理事業で利用権設定となりました。昨年5月より開始しており正式に行ったのは、今回が初めてであります。

議長 他にご意見ございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第25号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 農業委員会大会 10月18日(火) 大阪国際交流センター

農地パトロール (事務局より案内配布)

次回の総会の日程について

日 時：10月6日(木) 午前10時より

会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。